

令和6年6月24日

賛助会員 御中

公益財団法人 日本訪問看護財団

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について

平素は公益財団法人 日本訪問看護財団の事業活動にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

別添のとおり、本業界を所管する厚生労働省等から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に関する協力依頼がありましたので、お知らせします。

本法は令和6年11月1日に施行されますこと、ご了承ください。詳細は、別添の事務連絡をご参照ください。